

議案第164号

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所定款の一部変更について

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所定款の一部を次のように変更する。

第14条中「別表」を「別表第1及び別表第2」に改める。

別表中

「

同	同	高圧ガス容器置場	8.25
---	---	----------	------

」

を

「

同	同	高圧ガス容器置場	8.25
同	大阪市東成区中道一丁目3番2号	元大阪府立健康科学センター及び元大阪府立成人病センター 研究所	11,957.87

」

に改め、同表を別表第2とし、附則の次に次の1表を加える。

別表第1（第14条関係）

資産の種別	所在地	面積（㎡）
土地	大阪市東成区中道一丁目17番11	6,449.62

附 則

この定款の変更は、令和2年12月1日から施行する。

令和2年9月11日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

本市及び大阪府が地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所に出資する資産の範囲を改めるため、定款の一部を変更する必要があるので、地方独立行政法人法第8条第2項の規定により、この案を提出する次第である。

(参照)

{ 傍線は削除
太字は改正

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所定款

(資本金)

第14条 法人の資本金は大阪府及び大阪市が出資する別表 に掲げる
別表第1及び別表第2

資産とし、当該資本金の額は当該資産について、出資の日における時価を基準として
大阪府及び大阪市が評価した価額の合計額とする。

別表第1 省 略

別表 (第14条関係)

別表第2

資産の種別	所在地	財産名称	延べ床面積(m ²)
省 略	省 略	省 略	省 略
同	省 略	高圧ガス容器置場	省 略
同	大阪市東成区中道一丁目3番2号	元大阪府立健康科学センター及び元大阪府立成人病センター 研究所	11,957.87
省 略	省 略	省 略	省 略

(参考)

地方独立行政法人法（抄）

(定款)

第8条 省 略

2 定款の変更は、設立団体（設立団体の数を増加させる場合における定款の変更にあつては、設立団体及び加入設立団体（新たに設立団体となる地方公共団体をいう。以下同じ。））の議会の議決を経て前条の規定の例により総務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、その変更が政令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

3-4 省 略